

税務トピックス

昨年末に公表された平成27年度税制改正大綱より改正点等をご紹介します。

1. 法人税

(1) 法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、法人税率が1.6%引き下げられ、実行税率は2.51%下がります。

現行：25.5% → 改正後：23.9%

※中小法人については、年800万円以下まで15%

(2) 欠損金繰越控除の見直し

- ・繰越控除限度額の段階的な引き下げ（資本金等の額が1億円超の法人等）
⇒資本金等の額が1億円以下の中小法人には、特に影響はありません。

<段階1>

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

現行：100分の80相当額 → 改正後：100分の65相当額

<段階2>

平成29年4月1日以後に開始する事業年度より

改正後：100分の50相当額

・欠損金の繰越期間の延長

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について、繰越期間が延長されます。

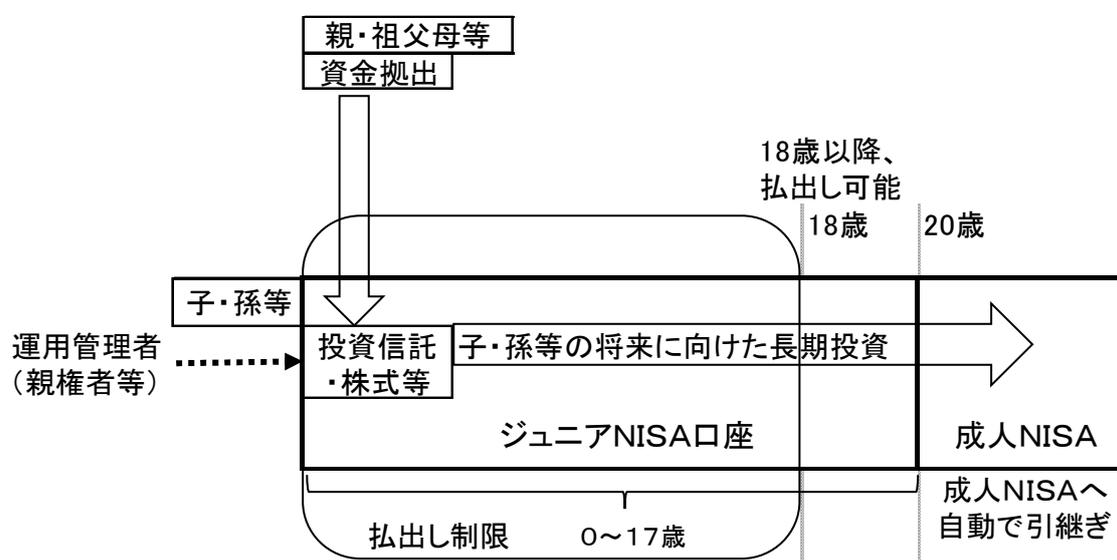
現行：9年 → 改正後：10年

2. 所得税

・ジュニアNISAの創設 <20歳未満の者の口座開設を可能に>

【概要】

現状のNISAの利用状況が、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。さらに、高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機にして、長期間の投資を促進させる。



利用可能者	0～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等
投資可能期間	平成35年まで
非課税期間	投資した年から最長5年間
運用管理	原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う 18歳まで払出し制限を課す（一部例外あり）
払出し制限	途中払出し不可（払出す場合は過去の利益に対して課税）

平成28年1月1日以後に口座開設の申込みがされ、同年4月1日からこの口座に受け入れる上場株式公募株式投信等について適用されます。

・NISAの見直し

(1) 年間投資上限額の引き上げ

現行：100万円 → 改正後：120万円

年間投資上限額を、毎月の定額投資に適した金額（120万円：毎月10万円×12ヶ月）に引き上げる。

平成28年分以後の非課税管理勘定について適用

(2) 利便性の向上

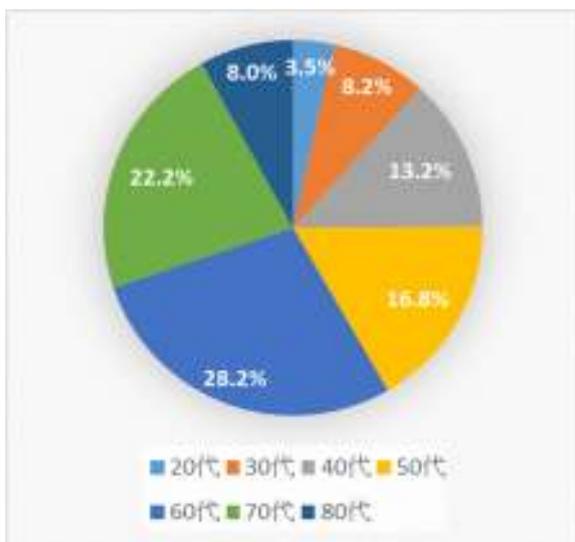
<現状>

- ・口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要
 - ・口座開設申請から手続き完了まで時間を要する
- ⇒利用者にとって不便な点がある

<改正点>

- ・手続き等の簡素化
- ・口座開設時に重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とする
- ・税務当局における口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講じる

<参考>年代別口座開設者比率（平成26年6月末時点）



20～30代の割合は11.7%

60～70代の割合が50.4%

3. 相続税・贈与税

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の見直し

(1) 概要

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた受贈者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金を自己の居住の用に供する家屋の新築もしくは取得又はその増改築等の対価に充てて新築もしくは取得又は増改築等をし、その家屋を同日までに自己の居住の用に供したとき又は供すると見込まれるときには、住宅取得等資金のうち一定金額について贈与税が非課税となる制度です。

(2) 改正点

「住宅取得等資金のうち一定金額」＝「**非課税限度額**」が見直された

<改正前の非課税限度額>

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成24年1月～平成24年12月	1,500万円	1,000万円
平成25年1月～平成25年12月	1,200万円	700万円
平成26年1月～平成26年12月	1,000万円	500万円



<改正後の非課税限度額>

住宅用家屋の取得等のための費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

上記以外

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年1月～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

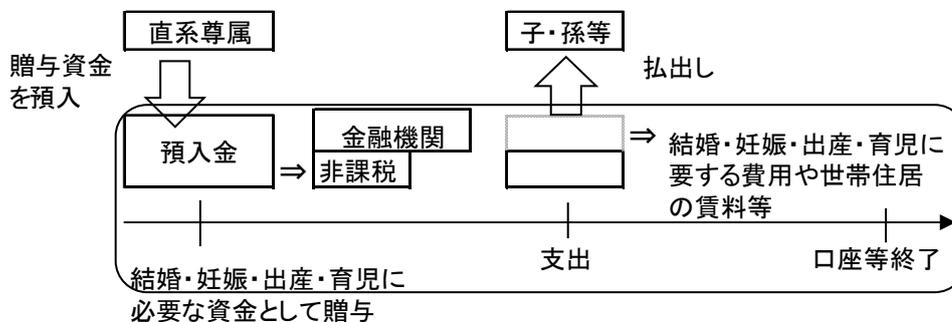
・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

(1) 概要

個人(注1)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属(注2)が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき**1,000万円**(結婚の際に支出する費用については**300万円**を限度)までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、**贈与税を課さない**こととする。

(注1) 20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」

(注2) 血縁関係のある父母、祖父母等。以下「贈与者」



「結婚・子育て資金」	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚に際して支出する婚礼(結婚披露宴を含む)、住居、引越に要する費用 ・妊娠、出産に要する費用、子の医療費、保育料
------------	---

(2) 適用を受けるための要件

申告	受贈者が 非課税申告書 を、金融機関を経由し受贈者の所轄税務署長に提出
払出しの確認	受贈者が払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を 金融機関に提出 し確認を受ける
結婚・子育て資金管理契約の終了	次に掲げる事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了する ①受贈者が50歳に達した場合 ②受贈者が死亡した場合 ③信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき
終了時の取扱い	残額がある場合は、当該残額の贈与があったものとして 受贈者に贈与税を課税 (上記②死亡の場合を除く)

・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し・延長

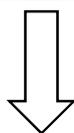
(1) 概要

個人（30歳未満の者）が、教育資金に充てるため、

- ①直系尊属と信託会社との間による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、
- ②直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入をした場合、
- ③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち**1,500万円までの金額が非課税**となる制度

(2) 適用期間の延長

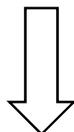
改正前：平成25年4月1日～平成27年12月31日



改正後：平成28年1月1日～平成31年3月31日

(3) 教育資金の範囲の見直し

学校等に直接支払われる金銭	①入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費 ②入学のための試験に係る検定料 ③在学証明、成績証明等の記録に係る手数料 ④学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費等必要な費用に充てるための金銭
学校等以外の者に直接支払われる金銭（500万円を限度）	①教育に関する役務の提供の対価 ②施設の使用料 ③スポーツや文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭 ④上記①や③の指導において使用する物品の購入に要する金銭であって、その役務の提供又は指導を行う者に直接支払われるもの



教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加わる